

京都市市営住宅店舗管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）及び京都市市営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）に定める有料付属施設のうち店舗（以下「店舗」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(現況届の提出)

第2条 使用承認を受けた者（以下「店舗使用者」という。）は、使用の状況を報告するため、毎年3月1日から同月末日までに現況届（第1号様式）を提出しなければならない。

2 現況届の内容に疑義のあるとき又は現況届が提出されないときは、当該店舗の実態調査を行うものとする。

(費用負担区分)

第3条 次の各号に掲げる費用は、店舗使用者の負担とする。

- (1) 条例第20条第1項第1号で定める修繕費用及び同項第2号で定める軽微な修繕
- (2) 当該店舗の電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (3) 店舗使用者が施した内装、造作、設備等の修繕に要する費用

(禁止行為)

第4条 店舗使用者は、当該店舗の全部若しくは一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

2 店舗使用者は、当該店舗を模様替えし、又は増築し、当該店舗に設備若しくは工作物を付加し、その他当該店舗の原状に変更を加えてはならない。ただし、次条の規定による承認を受けたときは、この限りでない。

3 店舗使用者は、当該店舗を本来の用途以外に使用してはならない。

4 店舗使用者は、当該店舗のある市営住宅内の環境を乱し、又は他の入居者等に迷惑を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

(原状変更手続)

第5条 店舗使用者が店舗を模様替えし、又は増築し、当該店舗に設備若しくは工作物を付加するときは、設備等設置承認申請書（第2号様式）に工事計画書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(業種変更)

第6条 店舗使用者は、業種を変更しようとするときは、住環境の保全に配慮するとともに、本市の指示する範囲の住民の同意を得るよう努めなければならない。

2 店舗の業種変更をしようとする店舗使用者は、店舗業種変更申請書（第3号様式）を提出しなければならない。

(使用承認の取消し)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、店舗使用者に対し、当該店舗の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって店舗を使用したとき。
- (2) 使用料を3月分以上滞納したとき。
- (3) 店舗を故意又は重過失により滅失し、又はき損したとき。
- (4) 正当な理由なく引き続き1月以上店舗を使用しないとき。

(5) 店舗を使用する者が暴力団員であるとき。

(6) その他条例若しくは規則の規定又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

(明渡しの届出等)

第8条 店舗使用者は、店舗を明け渡すときは、明渡しの日¹の10日前までに店舗明渡し届(第4号様式)を市長に提出し、当該店舗の現況について市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 前項の場合において、店舗使用者は、当該店舗の原状に変更を加えたときは、同項の検査を受ける時までに、自己の負担においてこれを原状に復さなければならない。

3 原状回復に係る費用の徴収及び検査等については、市営住宅の明渡し検査及び原状回復等の費用の徴収に関する事務取扱要綱の規定を準用する。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。